

◎（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業 実施方針について

1 事業概要

（仮称）横須賀市学校給食センターの整備運営については、設計・建設・運営を一括して発注する DBO 方式により実施することを決定しています。

DBO 方式では、設計企業、建設企業、運営企業、維持管理企業等が、グループを組成し、事業者募集に参加します。

なお、事業者の選定については、（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会*（以下、「事業者選定委員会」という。）において審議した上で、教育委員会で決定します。

*事業者選定委員会

平成 30 年 7 月 1 日条例施行により設置。給食センターの設計、建設及び運営を行う事業者の選定等に関し、事業者の選定基準等の検討、事業者の提案書等の審査を行い、教育委員会に意見を具申します。（以下、「事業者選定委員会」という。）

2 実施方針

実施方針は、民間事業者の募集や選定に関する事項等事業の実施に関する方針を定めるものです。実施方針の策定及び公表は、PFI 法に規定されるプロセスの一つで、公平性及び透明性を確保する観点から、当該事業に関する情報を早くかつ広く周知し、民間事業者に対する準備期間を提供することなどを目的に実施するものです。DBO 方式は、PFI 法には該当しませんが、類似した方式であることから実施方針等の公表を行うことが一般的です。

本事業においても事業者の参加促進を図るため、平成 31 年 2 月に予定している入札公告に先立ち、実施方針を策定し、教育委員会における審議、議決を経て、本年 11 月に公表します。

3 想定スケジュール

| 年度 | 月 | 給食センター整備運営事業 | 旧平作小学校 | 中学校 (荷受室・昇降機等) | |
|--------------------|----------|--|--------|-----------------------|------------------------|
| 平成30年度 (2018年度) | 7 | | ・地質調査 | ・設計 | |
| | 8 | | ↓ | (11校) | |
| | 9 | | | | |
| | 10 | ・実施方針決定 | | ↓ | |
| | 11 | ・実施方針の公表 ・要求水準書(案)への意見募集 | | | |
| | 12 | ・債務負担行為議決 ◆第1回事業者選定委員会 【事業概要説明・用地視察】 | | | |
| | 1 | ◆第2回事業者選定委員会 【選定基準の検討】 | | | |
| | 2 | ・要求水準書、選定基準の決定 ・入札公告 【整備・運営事業者募集】 | | | |
| | 3 | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| 平成31年度 (2019年度) | 6 | ◆第3回事業者選定委員会 【事業者提案内容審査】 | | | |
| | 7 | ◆第4回事業者選定委員会 【事業者提案内容審査】 ・整備・運営事業者選定 | ・解体工事 | ・工事 ・設計 (11校)(12校) | |
| | 8 | ・仮契約 | ↓ | ↓ | |
| | 9 | ・事業契約の締結(議決) | | | |
| | 10 | 設計・建設期間 (平成31年(2019年)9月 ～平成33年(2021年)6月) | | | |
| | 11 | | | | |
| | 12 | | | | |
| | 1 | | | | ・設計 |
| | 2 | | | | ↓ ・建築基準法第48条ただし書許可* |
| | 3 | | | | ↓ ・計画通知 |
| 4 | ↓ ・建設 | | | | |
| 5 | | | | | |
| 6 | | | | | |

| | | | | |
|------------------------------------|----|-----------------------------------|--|----------|
| 平成 32 年度 (2020 年度) | 7 | 設計・建設期間 | | ・工事(12校) |
| | 8 | | | |
| | 9 | | | |
| | 10 | | | |
| | 11 | | | |
| | 12 | | | |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| | 3 | | | |
| 平成 33 年度 (2021 年度) | 4 | | | |
| | 5 | | | |
| | 6 | | | |
| | 7 | 開業準備期間(平成33年(2021年)7~8月) | | |
| | 8 | 供用開始【中学校完全給食開始】(平成33年(2021年)8月下旬) | | |
| | 9 | | | |
| | 10 | | | |
| | 11 | | | |
| | 12 | | | |
| | 1 | | | |
| | 2 | | | |
| 3 | | | | |

＊建築基準法第48条ただし書の許可について

旧平作小学校は、第1種中高層住居専用地域及び第1種住居地域であることから、同地に建築基準法上の用途が工場である給食センターを建設するためには、建築基準法第48条第3項ただし書の許可を得る必要があります。

【許可を得るまでの流れ】

- ・事業主体(DBO方式の場合、市[教育委員会])が、特定行政庁(市[都市部])に許可申請を行う。
- ・特定行政庁は、利害関係人への公聴会を開催する。
- ・特定行政庁は、建築審査会を開催し、同審査会の同意を得て、許可する。許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となる。

4 実施方針の主な内容

(1) 整備運営事業の範囲

| 業務名 | 説明 |
|--------------|--|
| 設計業務 | 基本設計、実施設計等 |
| 建設業務 | 施設建設、外構整備等 ^{※1} 【事業範囲に含まない業務（市で実施）】 ・旧平作小学校既存施設の解体 ・配送校の昇降機、荷受室等の整備等 |
| 調理設備等調達・設置業務 | 調理設備・備品・食器・食缶等の調達・設置 |
| 工事監理業務 | |
| 開業準備業務 | 調理、配送リハーサル等 |
| 維持管理業務 | 施設設備の維持管理、清掃、警備等 |
| 運営業務 | 給食調理、洗浄、配送・回収、配送校配膳等 ^{※2} 【事業範囲に含まない業務（市で実施）】 ・献立作成、食材調達等 ・残さ等の処理 |

※1 旧平作小学校正門付近～久里浜田浦線までの歩道拡幅を含む。

※2 光熱水費（配送校配膳業務以外）は事業者の負担とする。

(2) 事業者の選定等（※入札及び契約審査委員会で審議済）

ア 選定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に基づき、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により契約を締結する予定です。

なお、（仮称）横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会において、総合評価一般競争入札における選定基準等の検討、事業者の提案書の審査等を行います。

イ 事業者の資格要件

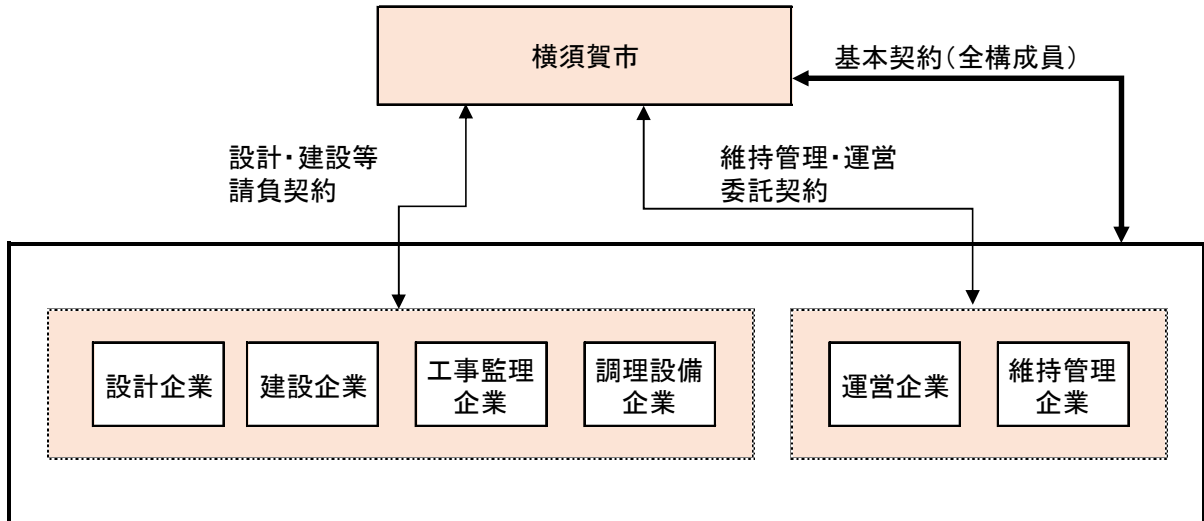
(ア) 建設企業

- ・単体企業の場合：準市内
- ・JVの場合：市内・準市内（市内事業者を1者以上含む）

- (イ) 上記以外（設計企業、工事監理企業、調理設備企業、運営企業、維持管理企業）：市内・準市内・市外

ウ 契約形態

- ①企業グループ全体との基本契約
- ②設計・建設等請負契約
- ③運営・維持管理委託契約



(3) その他

市と事業者のリスク分担の基本的な考え方、予想されるリスクと責任分担等について示します。